

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和3年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>【身体障害者手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付</p> <p>【療育手帳】 「療育手帳制度について」に基づく療育手帳に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・療育手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・療育手帳の返還 ・療育手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・療育手帳の再交付</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答(特別障害者手当／障害児福祉手当) ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答(特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当)</p> <p>【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する各種事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当証書に関する事務 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・費用の徴収に関する事務</p> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	障がい者福祉システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 障がい者福祉特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 11,14,47,84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条、第14条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」「特別障害者保健福祉手帳」が含まれるもの(16の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれるもの(27、28、31、54、55、56の2、57、79の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(87の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの(25の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの(85の項)</p> <p>○別表第二省令 ・第18条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	地域福祉課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2804

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	5の①部署	生活福祉部地域福祉課	福祉部地域福祉課	事後	
平成28年12月22日	5の②所属長	生活福祉部地域福祉課長 小山 均	福祉部地域福祉課長 小山 均	事後	
平成28年12月22日	8連絡先	生活福祉部地域福祉課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2804	福祉部地域福祉課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2804	事後	
平成30年4月1日	5の②所属長	福祉部地域福祉課長 小山 均	福祉部地域福祉課長 石垣 勝久	事後	
平成31年4月1日	I-5.の①部署	福祉部地域福祉課	地域福祉課	事前	
平成31年4月1日	I-5.の②所属長の役職名	福祉部地域福祉課長 石垣 勝久	地域福祉課長	事前	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I-7.の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2823	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2823	事前	
平成31年4月1日	I-8.の請求先	福祉部地域福祉課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2804	地域福祉課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2804	事前	
平成31年3月1日	II-1.の対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II-2.の取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
令和3年4月1日	II-1.の対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II-2.の取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年8月27日	I 1②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する必要がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する必要がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正 (令和3年9月1日施行)
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正 (令和3年9月1日施行)